

EU 保険業一括適用免除規則 (IBER) の失効について

主席研究員 佐藤 智行

目 次

1. はじめに
2. EU 競争法と保険業一括適用免除規則
3. 第3次 IBER の更新を巡る議論
4. 第3次 IBER 失効発表と「影響評価」の公表
5. 日本への影響
6. おわりに

要旨

欧州連合（EU）域内の保険事業者や保険事業者団体が共同行為を行ううえでの根拠となっていた「保険業一括適用免除規則（IBER）」が2017年3月末、失効した。

欧州各国の保険事業者や保険事業者団体等はこの免除規則の更新を求めていたが、欧州委員会による意見公募手続きなどを経て、結局失効となった。今後、EU域内の保険事業者や保険事業者団体等は、自らの行う共同行為がEU競争法に適合するものかどうか、欧州委員会の水平ガイドラインに基づき、自己評価に基づく対応が求められる。

本レポートでは、保険業一括適用免除規則の失効に至るまでに行われた議論を中心に紹介する。欧州委員会の競争政策の方針は、個別事業分野の競争法免除規則は可能な限り廃止し、水平ガイドラインのような広く事業分野に当てはまる一般的なルールで対処していくことであると分かる。

1. はじめに

欧州連合において、保険事業者や保険事業者団体が行う純保険料等の共同計算等や保険プールにかかわる共同行為の根拠となっていた「保険業一括適用免除規則（IBER）」が2017年3月末をもって失効した。4月以降、各保険事業者は他の保険事業者との共同行為について、事業者同士による協力協定事項について定めた欧州委員会の水平ガイドラインに基づき、EU競争法を遵守しているかどうかの自己評価を求められることとなった。

欧州委員会は保険業一括適用免除規則（IBER）を失効させた理由について、適用免除の必要性の低下やEU競争法執行上の整合性を挙げる。一方、ドイツ保険協会（GDV）など欧州連合各国の保険事業者団体は、この免除規則を根拠とした保険事業者のこれまでの共同行為が消費者に利益をもたらしてきたとして、免除規則の存続を求めている。

保険業一括適用免除規則（IBER）により法的有効性を担保されてきた保険事業者、保険事業者団体の共同行為は、その失効により外形上は法的根拠が希薄となった。当面の焦点は、免除規則の適用の中心となってきた保険事業者団体が免除規則の失効を受けて、自らの共同行為のEU競争法の遵守性について、水平ガイドラインに基づき、どのように自己評価を行っていくかである。

日米欧において、保険業の特殊性に由来した競争法適用免除は、保険業の発展を支えてきた一側面を有する。日本でも、保険業法や損害保険料率算出団体に関する法律では、独占禁止法の適用除外が規定されている。欧州連合の保険業一括適用免除規則（IBER）の失効がただちに、日本の保険業の独禁法適用除外に影響を及ぼすとは考えにくい。しかし、保険業に限らず、他業種における適用免除も徐々に廃止されてきているのが世界的な趨勢であり、長期的には日本の保険業の適用除外にも影響を及ぼす可能性があることから、保険業一括適用免除規則（IBER）の失効に至った動向を把握しておくこととしたい。

本レポートでは、保険業一括適用免除規則（IBER）とは何であったのか、EU競争法全体の枠組みの中での位置付けを示したうえで、保険業一括適用免除規則（IBER）制定までの経緯と3次に亘った更新を概観し、本年3月の失効に至った議論を中心に紹介する。最後に、考えられ得る日本への影響に触れる。

なお、本レポートにおける意見・考察は筆者の個人的見解であり、所属する組織を代表するものではないことをお断りしておく。

2. EU競争法と保険業一括適用免除規則

(1) EU競争法

a. 概要

欧州連合（以下「EU」）には、日本の独占禁止法のような単独の法律で構成される競争法は存在しない。EUの役割、政策、活動を詳細に規定したEU機能条約のうち、101条から109条までが競争関係事項を規定しており、これらの条項がEU競争法と呼ばれ

る場合の基本となる法条である。中心となるのは、行為規制としての 101 条（競争制限的協定・共同行為の規制）と 102 条（市場支配的地位の濫用行為の規制）であり、これらに違反するかどうかの問題となる。

EU 競争法本体の条文の他にも、競争法執行を円滑化、補足するものとして、各種規則や各種ガイドラインが別途定められている。

b. 101 条 1 項（競争阻害行為の禁止）

101 条は、競争制限的協定および共同行為などの競争阻害行為に関して述べている。101 条 1 項は、事業者間の協定¹、事業者団体の決定²および共同行為³で、加盟国間の取引に影響を与えるおそれがあり、かつ、域内市場の競争の機能を妨害・制限・歪曲する目的を有し、またはそのような結果をもたらす協定、決定、および共同行為を禁止している⁴。禁止される協定の例として、条文上に次のものが挙げられている。

- 価格協定
- 生産、販売、技術開発または投資に関する制限または規制
- 市場または供給源の割当て
- 取引の相手方を競争上不利にする差別的取扱い
- 抱き合わせ契約

c. 101 条 3 項（適用免除）

101 条 3 項は、101 条 1 項が禁止対象とする競争制限的協定や共同行為であっても、101 条 3 項に規定された次の 4 つの要件をすべて満たす場合には、101 条 1 項の禁止規定は適用されない仕組みとしている。

- 効率性の向上
商品の生産・販売の改善、または技術・経済発展の促進に寄与する。
- 消費者への分配
その結果生じる利益が消費者にも公平に還元される。
- 必要不可欠性

¹ 協定は複数の事業者間の意思の一致をいい、一致の形式は契約の形である必要はなく、共通行動につながる暗黙の承認や紳士協定もまた協定となる。安売り業者との取引を拒否した販売事業者と、安売りをしないとして仕入れ取引をしていた事業者との間に協定があったと判断される事件もある。

² 団体の会員が団体の勧告を遵守し、その結果、競争が制限されれば、それは団体の決定とみなされることがある。

³ 契約によることも例外的にあるが、ほとんどの場合は談合的性格を帯びた共同行為である。競争事業者の会議後、同じ値上げが同じ時期に実施されたことに基づき、共同行為が認定された事件がある。

⁴ この禁止規定は、競争事業者間の協定（水平的協定）のみならず、メーカーと販売業者間の協定（垂直的協定）にも適用される。

これらの目的を達成するために必要不可欠ではない制限を参加事業者に課さない。

○ 競争排除の不存在

参加事業者に競争を排除する可能性をもたらさない。

つまり、101条3項の趣旨は、協定による競争促進効果が反競争効果に勝るような場合には、競争制限的協定や共同行為を禁止しない、すなわち101条1項の禁止行為の適用を免除する、ということである。

d. 一括適用免除規則

前記c.の適用免除の仕組みを文書化したものが一括適用免除規則である。

EU機能条約103条2項b号は、上記101条の規制の効果的な管理を確保しつつ、その最大限の簡素化を図る目的で、適用免除規則のような形で101条3項を適用させるための詳細な規則を別途定めることを規定している。これらのことから、101条3項と103条2項b号が一括適用免除規則の根拠となっている。

このような適用免除の仕組みは、2017年3月末に失効となった保険業一括適用免除規則（IBER）の他にも導入されている。例えば、「自動車の流通とサービスにかかわる協定」や「海上運送分野における協定」があり、それぞれ「自動車分野の垂直的協定および共同行為に係る一括適用免除規則」⁵や「海上運送コンソーシアム一括適用免除規則」⁶が欧州委員会により定められている。

e. 水平ガイドライン

(a) 位置付け

一般的に、競争事業者間では、共同研究開発、共同生産、共同購買、標準化活動、および情報交換等が行われることがある。これらの活動は価格低下や品質向上を通じて消費者利益の増大に資する要素を持つ一方、競争制限につながる要素も併せ持つので、競争法上の検討が必要とされている。

EUの「水平的協力協定へのEU機能条約101条の適用可能性に関するガイドライン（以下「水平ガイドライン」）」⁷は、これら競争事業者間の活動について具体的指針を提示することにより、競争事業者間の水平的協定がどのような場合に、EU機能条約101条1項に規定された競争制限的協定や共同行為に違反すると評価されるのかを明

⁵ 2023年5月31日まで有効である。

⁶ 海上運送コンソーシアム一括適用免除規則（No 906/2009 of 28 September 2009）の適用期限は2015年4月25日までだったが、欧州委員会は同規則の適用期限を2020年4月25日まで5年間延長している。

（European Commission, “Antitrust: Commission extends validity of special competition regime for liner shipping consortia until April 2020”(2014.6.24)）。なお、運賃水準の決定や収入プールを伴わない運航面における船社間の協力協定を意味するコンソーシアムについては、日本においても独占禁止法適用除外の制度が整備されている。

⁷ COMMUNICATION FROM THE COMMISSION Guidelines on the applicability of Article 101 of the Treaty on the Functioning of the European Union to horizontal co-operation agreements (2011/C 11/01)

らかにしている。適用免除の対象となる行為を直接的に明示するものではない。

水平ガイドラインは、同一市場で活動する 2 以上の事業者が行う何らかの合意または協調的実務を水平的協定として取り扱っている。具体的には、研究開発協定、生産協定、購買協定、商業化協定、標準化協定、標準条項、および情報交換といった水平的協定事項について、EU 競争法 101 条 1 項と同 3 項に関する分析的枠組みを示している。

(b) 2011 年改定

最初の水平ガイドライン⁸は 2001 年 1 月に委員会通知として発出され、2010 年 12 月末までを実施期限としていたため、2011 年にその改定が行われ更新された。改定内容は、情報交換に関する章が新たに設けられたこと、および標準化協定に関する章が大幅に見直しされたことである。

ア. 情報交換に関する新たな章の設置

情報交換は、例えば、消費者に対してより効率的でよりよいサービスを提供するために市場データを複数の事業者が収集する場合は競争促進的となり、情報交換そのものが EU 競争法違反に問われる可能性は低い。しかし、例えば、価格協調のために機密情報を用いる場合といった、競争に弊害となる市場情報の交換という状況も場合によってはあり得る。このため、効率性の改善や消費者利益の促進等のメリットが生じることを認めつつも、他方で情報交換の結果として競争制限につながる場合が生じることが懸念されている。

改定された水平ガイドラインでは、競争事業者間の情報交換が正当化されるケースを具体例として挙げている。

イ. 標準化協定に関する章の大幅な見直し

標準化がより重要性を増し、企業間の水平的な協力がいつそう必要とされるようになっている状況下、解釈を巡って不明瞭な点が多かったとされる EU 機能条約 101 条 1 項（競争阻害行為の禁止）と同 3 項（適用免除）の適用条件について、判例の積み重ねを経て明確化された。

具体的には、事業者間の標準化協定について欧州委員会が問題としない基準（セーフハーバー）を設けている。また、それら標準化協定が EU 競争法に則しているかどうかを事業者自身が評価することができるよう、101 条 3 項の適用免除の 4 要件である効率性の向上、消費者への分配、必要不可欠性、および競争排除の不存在について、説明が加えられている。

⁸ 2001/C 3/02

(2) 保険業一括適用免除規則とは

EU の保険業一括適用免除規則 (Insurance Block Exemption Regulation : 以下「IBER」) は、日本の保険業法および損害保険料率算出団体に関する法律 (以下「料団法」) による独占禁止法の適用除外の規定に相当するものである。EU 機能条約 101 条 3 項に規定された適用免除に関する 4 つの要件に照らして、保険事業分野に特有の性格⁹を考慮し、EU 競争法の適用免除となるように制定された規則である。

a. 制定に至る経緯

EU 競争法の執行手続を定める 1962 年実施規則 (以下「旧実施規則」)¹⁰のもとでは、自己が行おうとする協定等に適用免除を受けることを希望する事業者や事業者団体は、当該協定を事前に欧州委員会に申請することが求められていた¹¹。

1982 年、旧西ドイツの財産保険事業者協会 (VdS)¹²は、上記の旧実施規則に基づき、会員会社宛に保険料の引上げ推奨を行うべく、欧州委員会宛に適用免除にかかわる事前申請を行った。しかし、欧州委員会は、この申請内容は、損害保険事業者間の適切な協力範囲を超えているとして、欧州経済共同体設立条約 85 条 3 項 (現、EU 機能条約 101 条 3 項) による適用免除を付与せず、同条 1 項 (現、EU 機能条約 101 条 1 項) 違反と認定した¹³。

この認定に対し、財産保険事業者協会 (VdS) は、その取消を求めて欧州司法裁判所に提訴した。EU 競争法の施行以来、保険業に対する EU 競争法の執行は限定的に留まっていたが¹⁴、同所判決は保険業が EU 競争法の対象となることを判示し^{15,16}、101 条 3 項

⁹ 大数の法則に基づく確率計算、原価の事前不確定性、巨大リスク引受けの分散手段としての共同保険、事業者側および消費者側双方の情報の非対称性 (保険事業者側は消費者側のモラル違反性を見抜けない可能性があるため事業者同士の情報交換によりこれを防止する一方、消費者側は難解と言われる保険約款が少しでも標準化された方が比較、理解しやすくなること) などが該当する。

¹⁰ Regulation No. 17 of the Council of February 6, 1962 (First Regulation Implementing Articles 85 and 86 of the Treaty) 2004 年から新しい実施規則が施行されている (Council Regulation (EC) No 1/2003 of 16 December 2002 on the implementation of the rules on competition laid down in Articles 81 and 82 of the Treaty)。

¹¹ 旧実施規則 4 条

¹² 現在のドイツ保険協会 (GDV) の前身の組織。

¹³ Fire Insurance [1985] OJ L35/20 (exemption refused to recommendations by German property insurers about an increase in fire insurance rates)

¹⁴ EU 競争法は 1950 年代の施行当初、特定の事業分野について、欧州閣僚理事会がその適用対象にするという明示的な規則を制定していない限りは、同法の適用対象にはならないという意見が見受けられた。原子力産業、軍事産業、および農業の各分野は EU 競争法の適用対象とすることを制限することが明文中で規定されている。こうした考えのもと、保険や銀行等の金融サービス分野についても、同法の適用対象になるかどうかの議論があった。欧州委員会が 1973 年に発行した「第二次競争政策報告書」で、「保険事業者は、他の事業者と同様に競争規則を遵守しなければならない」と記されていたものの、保険業に対する競争法の対応は限定的に留まっていたとされる。

¹⁵ Case 45/85 Verband del' Sachuersicherer v Commission, [1987] ECR. 405

¹⁶ 提訴の争点は、財産保険事業者協会 (VdS) が会員会社宛に行った保険料引上げ「推奨」が「決定」に該当するかどうかであった。同所判決は、財産保険事業者協会 (VdS) による「推奨」が「共通料率」などの文言が使用されていたことから、事業者団体による「決定」に該当するとした。本判決の内容については、佐藤雅俊「EU 法によるドイツの『保険カルテル法』の改正への動因について」生命保険論集第 196 号

に基づく適用免除は事業分野に特有の性格を考慮すべきであるとした。

この判決により、保険業は EU 競争法の対象となることが確認されたため、欧州委員会に保険事業者や保険事業者団体から多数の協定と勧告に関する適用免除の申請がなされるようになった。

これを受け、欧州委員会は、申請を受け付けた多数の協定や勧告から相互に類似する事例を集約できるようになり、EU 競争法の適用免除について確実性をもって判断できるようになっていった。また、申請のあった協定や勧告を個別に審査・判断していく中で、一定の共同行為や勧告事項については適用免除の対象に類型化できることを見出した。

欧州委員会は、1991年に欧州閣僚理事会から一括適用免除規則の制定を授権したことを受け、保険事業者や保険事業者団体から受け付けていた適用免除にかかわる共同行為等の審査・判断を積み重ねていた実績から判断、1992年に初めて、保険業に対する一括適用免除規則を制定した。

b. 適用免除の対象となる行為類型と3次にわたる更新

IBER は 1992 年に最初に制定されてから、2017 年 3 月末に失効となるまでの 24 年間に 3 次にわたる更新が行われてきた。

1992 年制定の第 1 次 IBER¹⁷は、適用免除にかかわる事前申請の審査・判断を通じて得ていた知見に基づき、次の 4 つの行為類型を適用免除の対象とした。

- ① 共通危険保険料率表の作成に関する共同行為（以下「共同計算等」）
- ② 共通標準保険約款条件の作成
- ③ 特定種類のリスクの共同引受（以下「保険プール」）
- ④ セキュリティ装置の検査および承認

第 1 次 IBER は、その有効期限を 2003 年 3 月 31 日までと規定していたため、満期を迎えようとしていた 2003 年 2 月、欧州委員会は新たに第 2 次 IBER¹⁸を制定した。この第 2 次 IBER は適用免除の対象とする行為について、第 1 次 IBER よりも詳細に規定¹⁹したが、類型的にはほぼ第 1 次 IBER を踏襲する内容であった。

第 2 次 IBER は規定上、2010 年 3 月 31 日に失効することとなっていたため、欧州委員会は第 1 次 IBER 施行以来に積んできた経験を踏まえ、2007 年 11 月から EU 各国の競争当局との協議や公開討論会を通じて、IBER の果たす機能の見直しに関する調査を

85-118（生命保険文化センター、2016.9）pp.104-107 に詳しい。

¹⁷ (EEC) No 3932/92（1992.12.21）

¹⁸ (EC) No 358/2003（2003.2.27）

¹⁹ 第 1 次 IBER よりも詳細に規定された内容について詳しくは、損害保険事業総合研究所『欧米諸国における業務標準化等のための共同取組・制度とその法的位置づけについて』p.12 を参照願う。

行ってきた。

2010年3月に制定された第3次 IBER²⁰では、上記調査の結果を受けて²¹、第1次 IBER や第2次 IBER で適用免除となっていた行為類型が縮減されることとなった。すなわち、欧州委員会は、第2次 IBER まで認めていた上記の②「共通標準保険約款の作成」と④「セキュリティ装置の検査および承認」を適用免除の対象から除外した。②「共通標準保険約款の作成」にかかわる共同行為は、保険事業に特有の事項ではないので、事業分野特定の一括適用免除の必要性は必ずしもないとされた。また、④「セキュリティ装置の検査および承認」についても、必ずしも保険事業に特有の事項ではなく、EU 単一市場の競争環境と発展に照らせば懸念を生じさせるものであるとされた。この結果、真に保険事業分野に特有の性格を有すると考えられる①「共同計算等」と③「保険プール」を適用免除の継続対象とした²²。

欧州委員会は、この決定を行うにあたり、適用免除の対象から除外した②「共通標準保険約款の作成」と④「セキュリティ装置の検査および承認」に関する競争上の評価を、以後は欧州委員会の水平ガイドライン²³に基づき、保険事業者や保険事業者団体が自ら行うように、委員会告示²⁴の中で説明した。これを受け、現行の水平ガイドラインでは、適用免除の対象から除外された②「共通標準保険約款の作成」については335段「複数企業の商品の比較を容易にする標準約款」²⁵により、また④「セキュリティ装置の検査および承認」については328段「保険業における規格」²⁶により、それぞれ競争上の評価を解釈するように具体的に示されている。

第1次 IBER から第3次 IBER までの経緯をまとめたものが図表1である。なお、第3次 IBER で適用免除となった「共同計算等」と「保険プール」に関する条文は、図表2のとおりである。「共同計算等」には平均費用の共同編集、確率表の共同編集、および共同研究を含み、「保険プール」には再保険プール、共同保険、および共同再保険を含むも

²⁰ (EU) No 267/2010 (2010.3.24)

²¹ 欧州委員会は、見直し調査の結果を集約する形で、「共同計算等」および「保険プール」の2つの行為類型を引き続き適用免除を更新する方向としていた。すなわち、「共同計算等」については、特定分野の危険引受にかかる平均費用の算出にあたり情報共有という共同行為に合理的理由が認められるとした。また、「保険プール」については保険事業に特有の形態であり、このような協定行為を引き続き免除対象として保護して円滑化させる必要があるとの前向きな議論を行っていた。しかし、その他2つの行為類型については、欧州委員会が行っていた見直し調査で受けた意見や、適用免除が認められていない、もしくは縮減されつつある他の事業分野との整合性を確保する観点から、適用免除の対象から除外される方向となった。

²² 条文上は、第2次 IBER よりも適用条件が細分化された。第3次保険業一括適用免除規則における「共通危険保険料率表の作成に関する共同行為」と「特定種類のリスクの共同引受（保険プール）」の具体的規定事項については、損害保険事業総合研究所『欧米諸国における業務標準化等のための共同取組・制度とその法的位置づけについて』pp.13-16、ならびに多田英明＝鈴木隆彦「保険業における競争法の適用除外制度に関する比較法的研究－EU競争法との比較検討を中心として－」（公正取引委員会 競争政策研究センター、2011年12月9日）pp.27-30に詳しい。

²³ 前記2.(1)e.を参照願う。

²⁴ Commission Communication on the application of Article 101(3) of the Treaty on the Functioning of the European Union to certain categories of agreements, decisions and concerted practices in the insurance sector (OJ C 82, 30.3.2010, p. 2).

²⁵ 補足資料 1－図表6を参照願う。

²⁶ 補足資料 1－図表5を参照願う。

のとする。

図表 1 IBER の 3 次にわたる更新とその対象行為類型の推移

	第 1 次 IBER (EEC) No 3932/92 (1992.12.21 制定) 1993.4.1～2003.3.31	第 2 次 IBER (EC) No 358/2003 (2003.2.27 制定) 2003.4.1～2010.3.31	第 3 次 IBER (EU) No 267/2010 (2010.3.24 制定) 2010.4.1～2017.3.31
共同計算等	○	○	○
共通標準保険約款 条件の作成	○	○	水平ガイドラインへ
保険プール	○	○	○
セキュリティ装置 の検査と承認	○	○	水平ガイドラインへ

(出典：各種資料をもとに作成)

図表 2 第 3 次 IBER の適用免除に関する条文

2 条 共同計算等	EU 機能条約 101 条 3 項に従い、かつ、本規則の規定に則って、同 101 条 1 項は、保険分野における 2 以上の事業者間で以下の事項に関して締結される協定には適用されない。 (a) 以下の事項のため必要な情報の共同編集 (joint compilation) および配付 (i) 過去の特定のリスクを補償する平均費用の編集 (ii) 資本化の要素(an element of capitalization)に関わる保険に関連して、生命表並びに疾病、事故及び傷病の頻度を示す表 (b) 利害関係のある事業者の外部の一般的状況の予想される影響 (一定のリスクもしくはリスク区分に関する将来的な保険金請求の頻度または規模に対する影響、又は各種の投資の収益性に対する影響) に関する研究の共同実施およびかかる研究結果の配付
5 条 保険プール	EU 機能 101 条 3 項 に従い、本規則の規定に則って、同 101 条 1 項は共同保険もしくは共同再保険の形式による特定区分のリスクの共通の補償範囲に関する保険業者のプール、または保険事業者および再保険事業者のプールの設定および運営に関する保険部門の 2 社以上の事業者間で締結される協定に適用されない。

(出典：多田英明＝鈴木隆彦「保険業における競争法の適用除外制度に関する比較法的研究－EU 競争法との比較検討を中心として－」(公正取引委員会 競争政策研究センター、2011.12.9) をもとに作成)

3. 第 3 次 IBER の更新を巡る議論

(1) 2014 年の意見公募

第 3 次 IBER は 2010 年 4 月 1 日施行、2017 年 3 月 31 日失効と規定されていたことから、欧州委員会は、欧州閣僚理事会規則に基づき、その施行から 6 年以内に IBER の機能と将来方向性に関する報告書を欧州議会と欧州閣僚理事会に提出するように要請されていた²⁷。このため、その前段として 2014 年 8 月 5 日から同年 11 月 4 日までの 3 カ月間、次の 2 点を中心として、意見公募による調査を行った²⁸。

²⁷ (EEC) No 1534/91 の 8 条

²⁸ この意見公募に先立つ 2014 年 2 月、欧州委員会は加盟 28 カ国の競争法当局および欧州自由貿易連合監視機構 (EFTA Surveillance Authority) と質問状交換による協議を行った後、同年 6 月に会合を持った。

- ① 保険事業分野は、現在でも、共同行為の必要性が特に高いとして、際立った特徴や特有の性格を有していると言えるか。
- ② 共同行為の必要性が高いとしても、これを保護するために一括適用免除規則のような法的拘束力のある文書が必要かどうか。

調査方法は、欧州委員会が用意した 40 個の質問事項に回答し、これを提出する方法が取られた。

意見公募の結果、加盟各国の官公庁、保険団体、保険事業者など合計して 37 の機関から回答が寄せられた。回答を提出した機関の所在国はほとんどがイギリス、フランス、ドイツであった。平均的な回答書の頁数は 33 頁であったが、ドイツのアリアンツ SE とドイツ保険協会（GDV）の回答書とともに 150 頁を超過するほどの内容だった²⁹。欧州委員会がこれら機関の回答を集約した結果の概要は図表 3 のとおりである。回答の中には、1992 年の IBER 開始当初には存在しなかった、保険仲介者が介在する新しい形態の保険プールが出現してきており、これらプールに IBER を適用することがふさわしいのか否か、条件や定義の明確化を求める回答もあった。

IBER の将来の方向性については、ほとんどの回答者がその更新を希望した。オーストリア、フランス、およびドイツの各国当局もこの IBER の更新に賛意を示した。オーストリアの連邦科学経済研究省³⁰が回答の中で示した更新を希望する理由は、同国の洪水リスクマップ・システムの維持を図る必要があるため、というものであった。すなわち、オーストリア連邦政府とオーストリア保険協会³¹が連携して開発した洪水リスクマップ・システムの HORA³²は、多くの保険事業者が参加する協定行為によりデータの共同収集と配付が行われており、同国の国民に自然災害を補償する保険を提供するうえで不可欠のシステムとなっており、IBER が更新される限りにおいて、この洪水リスクマップシステムも存続され得るからであるという内容であった^{33,34}。フランス当局とドイツ連邦金融監督庁はいずれも、IBER の運用において現実から何ら問題は発生していな

²⁹ 対照的に、イギリスの保険事業者や保険事業者団体などからの回答書の頁数は多いものでも、50 頁程度であった。なお、ロイズ保険組合やロイズ市場協会からの回答提出はなかった。

³⁰ Bundesministerium für Wissenschaft, Forschung und Wirtschaft : bmwfw (Federal Ministry of Science, Research and Economy)

³¹ オーストリア保険協会 (Versicherungsverband Österreich : VVO)

³² <http://hora.gv.at/> HORA とは、ドイツ語の Hochwasser Risikoflachen Austria の略であり、英語だと Flood Risk Zone in Austria となる。HORA は、次の 2 つを契機として開発された。一つには、オーストリア連邦政府が欧州連合 (EU) の洪水指令 (2007/60/EC) が要求する「洪水危険地域の特定」「洪水リスク評価およびマップ作成」「洪水リスク管理計画の策定」を満たすこと、もう一つにはオーストリア保険協会が洪水保険にかかわる保険料算定手段としてのツールに利用することだった。連邦政府と保険業界の目的が一致して、両者の連携により 2006 年に開発された。

³³ オーストリア科学経済研究省の回答。

(http://ec.europa.eu/competition/consultations/2014_iber_review/bmwfw_de.pdf; 2017.5.9 最終閲覧)

³⁴ 地域洪水リスク評価システム (ZÜRS Geo) を運営するドイツ保険協会 (GDV) からの回答書においても、同様の記載がある。ZÜRS Geo について、詳しくは損害保険事業総合研究所『諸外国における自然災害に対する防災・減災の取組について』(2017.3) を参照願う。

いので、現行保険実務に影響を及ぼすような変更はすべきではないとの回答を提示した。

保険事業者等が IBER に代替して準拠すべきものとして、欧州委員会が提示した水平ガイドラインは、保険事業の特殊性を考慮していないため、保険事業を行ううえでの法的安定性が IBER 施行の環境下と比較して低下すること、また水平ガイドラインの求める自己評価で法令遵守のための費用がこれまでよりも上昇することに伴い、保険料も上昇することを懸念する回答も寄せられた。

図表 3 意見公募「現行 IBER の機能と将来」の回答の概要

回答者	各国当局	オーストリア科学経済研究省、フランス当局、ドイツ連邦金融監督庁
	協会組織等	イギリス保険協会、フランス保険協会、ドイツ保険協会、イタリア保険会社協会、オーストリア保険協会、オランダ保険協会、保険アイルランド、欧州を中心とするリスク・マネジメントと保険協会、ドイツ・アクチュアリー協会、フランス・アクチュアリー協会、欧州アクチュアリー協会、オランダ保険取引協会、北海海上保険協会、欧州保険仲介者連盟、フランス共済組合全国連盟、欧州リスク・マネジメント協会連合、国際信用保証保険協会、保険ヨーロッパ、公共保険会社協会（ドイツ）、ドイツ民間健康保険協会、ドイツ民間医療保険協会、権利保護保険国際協会
	再保険、保険プール等	スポーツ用自動車オートバイ再保険、フランス原子力保険プール、特定環境リスク共同再保険、大災害プール
	保険事業者	AIG ヨーロッパ、アリアンツ、アヴィバ、チューリッヒ保険
	その他	フランス電力、金融サービス利用者グループ、海上戦争リスク引受専門家集団、海上保険国際連合
回答内容	市場動向	<p>○保険事業者や保険事業者団体の大半は、現在でも保険市場が競争的であると回答。</p> <p>○保険事業者は、ソルベンシーⅡの施行により、リスクに関するより正確な情報が必要となることを強調。なぜなら、ソルベンシーⅡは、より厳格なリスク資本要件を規定し、(再)保険事業者が保険債務にかかわるキャッシュフロー分布の平均を計算することを義務付けているからである。IBER 施行により円滑化されているリスクに関する情報交換は、キャッシュフロー分布の平均計算に役立っている。</p>
	IBER の適用	<p>○保険事業者間の共同行為に仲介者やブローカーが介在する場合、IBER の適用免除で対象となるかどうか不明確という点において、IBER の「プール」の定義が不正確だとする回答があった。</p> <p>○保険関連市場を定義することの難しさ、また、適用免除の特典を受けるために IBER で確立されている市場占有率閾値を適用させることの難しさがあるために、さらなるガイダンスを求める回答があった。</p>
	IBER の今後	<p>○IBER の将来見通しを表明した回答者はすべて、IBER の適用免除の更新に賛成。</p> <p>○数名の回答者は、欧州委員会の水平ガイドラインは、自己評価に関する適切なガイダンスとして十分ではないことを強調。なぜなら、水平ガイドラインは、保険分野の事業特性を十分には認識していないからである。</p> <p>○回答者は、通知やガイドラインでは IBER ほどには有効ではないと主張した。なぜなら、これらは、各国の裁判所や競争法当局のもとでは法的拘束力を有しておらず、法的安定性が IBER に比べて低いからである。</p> <p>○情報交換活動について</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・法的安定性が確保されないため、保険事業者間の情報交換活動の実施を少なくし、リスクの知識を悪化させることに繋がることを恐れる回答が多かった。この結果、保険料と法令遵守費用は上昇する一方、顧客の選択の幅、保険商品の利用可能性や多様性は少なくなると主張。 ・リスクに関する適切な統計情報を使用できることは、保険事業のさまざまな分野の活動を実行するうえで基礎的なことであるとも主張。 ・ソルベンシーⅡ指令の施行がより厳格なリスク資本要件をもたらすため、むしろ共同計算等を行うことの重要性が高まる。 ・リスク・データの交換があれば、保険事業者の規模の大小を問わず、活動分野の水準を確保できる。規模の小さい保険事業者は、限定的な統計データベースしか持ちえないため、リスク試算上大きな困難に直面する。 ・IBER が更新されないことは、規模の大きい保険事業者が規模の小さい保険事業者と情報共有することを減退させ、結果として市場参入障壁を高め、新規参入者の数を減らすことになる。 <p>○保険プール内の共同行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利害関係者の大半は、適用免除の失効が、結果として法的確実性の低下と保険事業者の法令遵守費用の増大に繋がるだけでなく、この不確実性がある種の協定行為に参入する際の必要以上の注意をも生み出すことになることを指摘。 ・その結果、保険事業者はより高い保険料を請求し、集積的または壊滅的リスクを補償するような保険商品の販売を継続できなくなる可能性があることを主張。
--	--	--

(出典：EC, “Summary Report of the Replies to the Public Consultation on the Review of the Insurance Block Exemption Regulation (IBER)”をもとに作成)

(2) 2016年3月の委員会報告書の公表

欧州委員会では、2014年に行った意見公募の結果を受けて、委員会内部スタッフが今後のIBERの取扱いについて種々の検討を行った。同委員会は、第3次IBERの条文で規定された失効予定の1年前である2016年3月にその予備的所見と暫定的結論を報告書³⁵として公表し、同末日までに欧州議会と欧州閣僚理事会に答申した。

a. 主な所見と評価

委員会報告書では、保険事業における共同行為の必要性、これに対する一括適用免除規則の必要性が以下のとおり分析された。

(a) 保険事業における共同行為の必要性

委員会報告書は、保険事業分野について、他の経済事業分野と比較して、共同行為の必要性がより多く求められる分野である要素が確かに認められるとした。

しかし、IBERが「共同計算等」と「保険プール」について規定する内容を維持する

³⁵ REPORT FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL
On the functioning of Commission Regulation (EU) No 267/2010 on the application of Article 101(3) of the Treaty on the functioning of the European Union to certain categories of agreements, decisions and concerted practices in the insurance sector

だけの客観的な理由が存在するかの判断は、結局のところ、協定、決定および共同行為のいずれかの類型が一括適用免除のような準法律文書により保護される必要があるかどうか、または水平ガイドラインのような適切なガイダンスだけで十分かどうかの判断であると分析した。

(b) 一括適用免除規則の必要性

ア. 共同計算等に関わる情報交換活動

2014年の意見公募では、保険事業者や保険事業者団体をはじめとする利害関係者はいずれも **IBER** の更新に賛同したものの、その賛同する理由は誰もが思い付くような見立てに基づくもので、**IBER** が更新されなければ共同行為に法的不確実性が生じるとともに、**IBER** に代わる水平ガイドラインは、**EU** 競争法遵守上の適切なガイダンスとはなり得ないというものだった。

しかし、欧州委員会は、2011年に改定された水平ガイドラインが情報交換活動などの共同行為について新たな記載を行い³⁶、これが保険分野に完全に適合可能な原則を提示しているとともに、共同計算等やこれら成果の配分が許容されるかどうかの自己評価を可能にする十分な根拠を提示していると反論している。

具体的には、保険事業者の共同計算等にかかわる情報交換活動については、水平ガイドライン中の「効率性向上」(97段)³⁷を解釈して対応すべきであると提示している。水平ガイドラインは、保険分野の共同計算等といった共同行為の存在を包含しており、こうした保険事業者間の情報交換活動は **EU** 競争法の対象から免除できるとの考え方である。つまり、**IBER** が失効しても、保険事業者間の共同行為が許容されるかどうかを自己評価するに資する、**IBER** と同等の委員会ガイダンスが既に水平ガイドラインとして存在している、との見解である。

欧州委員会は、このような考え方から、第3次 **IBER** の更新の必要性に疑念を呈した。

イ. 保険プール

意見公募に回答した利害関係者は、第3次 **IBER** が更新されない場合に保険プールに生じ得る問題として、保険プールの存在にかかわる根拠法の確実性の低下、法令遵守費用の増加、保険プール行為に対する過度な注意、保険料の引上げ、既存の保険プールの解散、および集積・大災害リスクにおける共同保険商品の販売停止の恐れを指摘した。

これらの指摘は、保険プールへの **EU** 競争法の適用免除がなくなることから生じ得る負の側面ばかりであるが、こうした負の側面を証明するだけの具体的な証拠までは

³⁶ 前記 2.(1)e.(b)ア.を参照願う。

³⁷ 補足資料 1-図表 2を参照願う。

示されなかった。意見公募での質問状は、IBER が更新されない場合に事業活動に生じ得る変化について詳細な回答を求めていたものの、大多数の回答者はこれら質問に未回答のままであり、具体的なものはなかった。

2014年の意見公募に先立ち、欧州委員会は「申込による参加同意市場に関する(再)保険プールと臨時共同(再)保険協定の研究」³⁸を発行していた。これは、EUの27カ国³⁹を対象にインタビュー形式で行われた、保険プールに関する調査研究報告である。IBERで保険プールについて規定された定義⁴⁰に合致するものは、当初予想よりもかなり少なく61プールであり、このうち実際に有効に機能している保険プールは46プール⁴¹だった。残り15プールは実際的な営業を行っておらず、(再)保険契約の維持管理に特化するなどのランオフ(run-off)のプールであった。また、調査研究の結果、次の所見が共有された。

- 保険プールとは異なる共同行為が共同(再)保険市場に存在している。
- いかなる形態の保険プールが、IBERの定義を満たす(再)保険プールを構成し、(再)保険プールのEU競争法の適用免除による利益を得られるのかについて、明晰さに欠ける傾向がある。
- 保険プールが取り扱っている市場の保険商品と地理的定義、およびIBER下での新しいリスクの定義がすべての市場参加者にとって明白ではない。
- 市場参加者は、一部のリスクのためには、まだ保険プールが必要と考えているものの、市場自体はより柔軟性のある競争促進的な共同(再)保険市場に移行しつつあることを認めている。

一括適用免除規則は、共同行為によって生み出される利益が消費者に公正に共有されるという十分な確実性を以ってこそ正当化されることから、欧州委員会は上記調査研究の結果を踏まえ、IBERに規定されている保険事業の共同行為がEU機能条約101条3項に規定された4つの適合条件⁴²に合致していると認めることはもはや不可能だと推定するに至った。

³⁸ “Study on co(re)insurance pools and on ad-hoc co(re)insurance agreements on the subscription market” コンサルタント会社のアーンスト・アンド・ヤングに委託して行われ、初版が2013年2月に、改定版が2014年7月に発行された。

³⁹ 現在のEU加盟国数は28カ国であるが、本研究が行われた当時、クロアチアがEUに未加盟だったため、当時加盟国だった27カ国を対象に行われた。クロアチアのEU加盟は2013年7月だった。

⁴⁰ 図表2を参照願う。

⁴¹ 調査当時のEU加盟27カ国のうち、主要国で確認された加盟国別の保険プールの数は多い順に次のとおり。フランスが7、ベルギーが6、フィンランドが4、ドイツが4、イギリスが3、スペインが3であり、その他加盟国で19だった。Study on pools and on ad-hoc co(re)insurance agreements on the subscription market (ERNST & YOUNG, 2014.7) pp.40-41

⁴² 前記2.(1)を参照願う。

b. 暫定的結論と提案

欧州委員会は、一定類型の協定行為に関する分野特有の一括適用免除規則には厳格な適用条件が求められるべきであり、IBERの適用条件は、上記(a)および(b)の検討経緯から、もはや満たされていないと考えるようになった。

まず、共同計算等やこれら成果の配分については、IBERがあることによって生み出される消費者利益などの価値があるかどうかは疑わしく、保険業界はもはやIBERを必要とはしていないとした。水平ガイドラインは、この種の共同行為が容認されるかどうか、自己評価のための指針を既に提供している状況であり、欧州委員会自身も、IBERに代替する、または変化していく状況に適合させやすい、より柔軟な法律文書をガイダンスとして必要に応じて提供する用意があることを述べた。

次に、保険プールについては、限定的な利用に留まり、一部の(再)保険プールではEU競争法適用免除の仕組みが誤って適用されていた⁴³ことが判明したことから、IBERの更新は正当化されないとの予備見解を提示した。欧州委員会は、競争ルールからの適用免除が制定されるためには、IBERの対象に含める共同行為の種類がとりわけ有効性と効率性の観点からすべての必要な条件を満たすことを十分な確実性を以って推定することができなければいけないことから、(再)保険リスクのプールは不均一な状況に置かれていると認識した。なお、保険プールの適用免除が失効しても、プールの存在自体が禁止されるわけではなく、他の事業分野の競争ルールと同一のルールで評価されるということは指摘されるべきであることを付言した。

(3) 2016年4月の利害関係者会合

「IBERの機能と将来に関する委員会報告書」が欧州議会と欧州閣僚理事会に答申された後の2016年4月、欧州委員会はこの報告書に関して利害関係者会合を開催した。目的は、同報告書で示された所見について、欧州委員会と保険利害関係者⁴⁴が議論することである。会合は、報告書所見に基づきIBERが更新されない場合の影響について、保険利害関係者と欧州委員会当局とが議論する形で執り行われた。議論の内容は、図表4および図表5に提示のとおりであり、保険利害関係者はIBERのこれまでの存在意義とIBER失効による懸念や心配を主張する一方、欧州委員会はIBER失効に代わり今後は水平ガイドラインがその役割を果たすことやIBER失効の妥当性を説明した。

⁴³ IBERの規定では、保険プールは保険事業者設立の保険プールに限定されるが、保険ブローカー設立の保険プールまで認められた。

⁴⁴ 保険協会、法律事務所、保険事業会社、保険プール、保険仲介者、保険仲介者協会、相互保険事業者協会、コンサルタント会社、他産業業界協会など全部で80者が参加した。

図表 4 報告書に述べられた所見に関する議論

保険利害関係者が提起した主な事項	欧州委員会当局の見解
<p>○テロリスト攻撃や原子力エネルギーなどある種の留意すべきリスクについては、これらリスクへの補償提供のため共同行為が必要である。</p> <p>○特に保険原価に関する知識共有のために、保険事業者間の共同行為は重要である。近い将来、巨大な新しいリスクに備えた協調の必要が高まりそうである。</p> <p>○ソルベンシーIIのもとでの情報交換の重要性が強調され、IBER が更新されない場合、否定的な影響が懸念される。</p> <p>○IBER が更新されない場合には、水平ガイドラインの他に、追加的なガイダンスが必要に応じて検討されるべきである。</p>	<p>○IBER の更新がなくても、必要な共同行為まで将来的に禁止されることを意味するものではない。共同行為にかかわる協定は、他の事業分野と同じように、標準的な競争ルールのもとで評価される必要がある。</p> <p>○これまでの保険業界からの回答では、IBER が更新されなかった場合に生じ得る負の効果について、具体的な証明は何ら示されなかった。</p> <p>○水平ガイドラインは、企業が自らによる評価が可能ないように、共同行為による協定や情報共有を含めてすべての態様を記載しており、十分に幅広いと考えられる。例えば、同ガイドラインは、リスクの実際の費用に関する匿名・集積された情報を保険事業者間で交換することを取り上げ、これは競争促進的であると明確に述べている。</p> <p>○EU 機能条約 101 条 3 項の適用条件に合致するかどうかを分析するには、個々のプールの特徴のみならず、関連市場を含めた国ごとの特異性が考慮される必要がある。このため、同 101 条 3 項に合致するかを決定する統一的類型基準を作成することは困難である。</p>
<p>○IBER のような法律文書とガイドラインでは相違がある。IBER ならばより強い法的確実性が担保される。</p>	<p>○IBER は、何らの法的確実性を与えていない。</p>

(出典：EUROPEAN COMMISSION, “SUMMARY OF THE STAKEHOLDER MEETING ON THE IBER REPORT” (2016.4.26) をもとに作成)

図表 5 IBER が更新されないことによる影響の議論

保険利害関係者が提起した主な事項	欧州委員会当局の見解
<p>○IBER から水平ガイドラインへの移行は、原子力やテロリストのリスクなど留意すべき保険分野の共同行為をより困難とする。</p> <p>○水平ガイドラインの適用状況は、加盟各国に応じて区々であり、同ガイドライン下での自己評価はより困難となる。また、EU 競争法に関わる法令遵守費用も増加する。</p> <p>○(再) 保険プールの効率性を示す調査研究結果が発行されている⁴⁵。</p> <p>○水平ガイドラインを補足する追加的なガイダンスを発出するのか。</p>	<p>○一括適用免除規則のような事業分野特定の法律文書の適用を受けない産業は、水平ガイドラインを参照しながら共同行為について EU 競争法上の自己評価を行っているが、なぜ保険事業分野は水平ガイドラインを参照することがなぜそんなに困難を伴うものであるのか、十分に証明してこなかった。</p> <p>○IBER が更新されないことによって業界の費用負担が増すという具体的証明が欠落している。</p> <p>○共同行為は、IBER のような一括適用免除規則が制定されていない多くの分野でも行われている。また、原子力やテロリストのリスクなどを現に取り扱う多くのプールがあるが、自ら IBER の範囲外であることを主張している。</p> <p>○欧州委員会は前回 2010 年の IBER 見直しで、共通標準保険約款条件の作成およびセキュリティ装置の検査・承認を第 3 次 IBER から除外したが、これら標準約款や検査・承認の分野で必要となる共同行為がなくなったという報告は受けていない。</p> <p>○追加的なガイダンスが必要となるかどうかについては、検討中である。</p>

(出典：EUROPEAN COMMISSION, “SUMMARY OF THE STAKEHOLDER MEETING ON THE IBER REPORT” (2016.4.26) をもとに作成)

⁴⁵ ドイツ保険協会 (GDV) は、保険プールの効率性に関する調査研究について、ヨハン・ヴォルフガング・ゲーテ大学の Roman Inderst 教授に委託していたところ、2016 年 4 月 26 日にその結果を公表した。この調査研究は、リスクの共有や移転により達成可能な効率性を探求したうえで、保険プールはかなりの効率性向上に寄与することを結論付けている。Prof. Dr. Roman Inderst, “Efficiencies of coinsurance Pools” (2016.4)

4. 第3次 IBER 失効発表と「影響評価」の公表

欧州委員会は、2016年12月13日、第3次 IBER を条文にしたがって失効させる⁴⁶ことを正式に発表した⁴⁷。この正式発表にあたり、「影響評価」^{48,49}も併せて公表し、最終的に第3次 IBER の失効を決定するに至った比較分析の内容を紹介している。

(1) 3つの政策選択肢

「影響評価」では、次の3つの政策選択肢が提示された^{50,51}。

- 選択肢1：予定どおりの失効
- 選択肢2：一部文言を改定したうえで更新
- 選択肢3：共同計算等もしくは保険プールのいずれかの更新

これら3つの政策選択肢について、それぞれの影響、代償、および利益の観点から、以下のとおり検討が行われた。

a. 選択肢1：予定どおりの失効

第3次 IBER の9条にしたがって、IBER を失効させる選択肢である。

欧州委員会は、IBER が失効した場合でも、水平ガイドラインがその代替的役割を果たすので、これに基づき自らの関与する共同行為を自己評価し EU 競争法を遵守すべきことを示した⁵²。IBER の失効は、保険事業者と競争法執行当局が、水平ガイドラインが定める特定の市場環境の中で、保険事業者をはじめとする関係事業者の共同行為が EU 競争法を遵守したものかどうかをケースバイケースで評価することを意味する。

予定どおり失効させる場合、IBER に代わって水平ガイドラインで準拠すべき評価の

⁴⁶ (EU) No 267/2010 (2010.3.24) 9条

⁴⁷ European Commission - Daily News 13/12/2016, “Antitrust: The Insurance Block Exemption Regulation expires on 31 March 2017” (<http://europa.eu/rapid/midday-express-13-12-2016.htm>, 2017.5.9 最終閲覧)

⁴⁸ EUROPEAN COMMISSION, “COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT IMPACT ASSESSMENT - HT.4012 - IBER”(2016)

⁴⁹ 欧州委員会は、政策や規制の新規立案や改廃にあたり、それが潜在的にもたらし得る経済的、社会的、環境的な影響結果がどのようになり得るのかを評価する手続きとして、「影響評価」を行っている。これにより、その利点や不利な点について政策立案者にエビデンスを用意する手続きである。

⁵⁰ 3つの政策選択肢はもともと、意見公募の質問状 No.24 にあった質問事項である。

⁵¹ アリアンツは、意見公募における回答で、3つの政策選択肢のいずれにも該当しない選択肢として、第3次 IBER の更新に追加して、第2次 IBER まで認められていた共通標準保険約款条件の作成の復活を要望した。

⁵² 欧州委員会は、「影響評価」の中で共同計算等および保険プールに関する IBER と水平ガイドラインの比較表を掲載し、IBER と水平ガイドラインにおける評価ポイントを対象範囲と基本原理に分けて説明している。補足資料2-図表1および補足資料2-図表2を参照願う。

観点として、共同計算等については 89 段⁵³および 97 段^{54,55}が、保険プールについては 169 段⁵⁶および 184 段^{57,58}が示された。

IBER の失効は、共同計算等および保険プールという、これまで保険事業分野を対象として認められてきた EU 競争法からの適用免除がなくなることを意味するだけであり、これら共同行為が EU 機能条約 101 条に照らして直ちに禁止されることを意味するものではない。他の事業分野と同様に、水平ガイドラインに基づき適法性と違法性が評価されることになる。

(a) 効果

ア. 欧州委員会競争総局と加盟国競争当局との関係

意見公募において、欧州アクチュアリー協会からは、IBER 失効による影響として、EU 競争法執行上の懸念が寄せられた。すなわち、第 3 次 IBER のような委員会規則は加盟各国の競争当局にも幅広い一般拘束力を有するが、水平ガイドラインは欧州委員会に対する法的拘束力を有するに留まるため、加盟各国の競争当局が欧州委員会と同じ競争法遵守のための調査基準を使用しないのではないかとの指摘であった。

しかし、現実には、加盟各国の競争当局は、欧州委員会の執行方針と矛盾が生じることがないように、加盟国競争当局の法執行に先立ち、欧州委員会の承認を求めて、その決定事項を欧州委員会に事前に通知する義務を有している。このため、もし加盟国競争当局の決定が水平ガイドラインに述べられた考え方に反するような結果となった場合には、欧州委員会はその決定採択権限をその加盟国競争当局から剥奪することも法解釈上は可能となっている。

イ. 保険プール

想定されるプールにはテロリスク・プール、原子力プール、環境プールのような重要な保険プールが存在はするものの、これらプールは IBER に規定された市場占有率⁵⁹をはるかに超過するとともに、そもそも、これら保険プールなしでは商品供給自体が成立しない⁶⁰ため、IBER 失効による影響の対象外であるとされている。

⁵³ 記載内容については、補足資料 1-図表 1 を参照願う。

⁵⁴ 記載内容については、補足資料 1-図表 2 を参照願う。

⁵⁵ 水平ガイドライン 89 段および 97 段は、競合事業者同士によるデータ集積について、経済状況をより明確に把握するのに役立つならば、供給事業者と消費者の双方に利益になると明確に述べている。

⁵⁶ 記載内容については、補足資料 1-図表 3 を参照願う。

⁵⁷ 記載内容については、補足資料 1-図表 4 を参照願う。

⁵⁸ 水平ガイドライン 184 段は、競合事業者が共同して商品やサービスを提供する共同行為について、次の 3 点を満たす限りにおいて、効率性を増強すると述べている。

- ・ 効率性達成のために必要なこと以上のことをしないこと。
- ・ 共同行為による利益の大半は消費者に行き届くことが保証されること。
- ・ 事業者に対して競争排除の可能性を与えるものではないこと。

⁵⁹ IBER 6 条 2 項 市場占有率が共同保険で 20%まで、共同再保険で 25%まで

⁶⁰ 例えば、原子力事故による第三者賠償責任を担保する保険プールは 100%の市場占拠率を有しており、市

問題となりそうなのは、保険事業者ではなく、保険ブローカー主導で設立されたような保険プールがこれまで IBER による EU 競争法の適用免除を受けていた可能性があったことであり、IBER 失効後は保険事業者とともに水平ガイドラインに基づく評価を受けることになる。

(b) 代償

意見公募において、多くの保険事業者や保険事業者団体から、自ら行う共同行為について水平ガイドラインに準拠した法的、経済的な自己評価に伴う法令遵守費用の大幅増加が懸念された⁶¹。

この懸念に対して欧州委員会は、自己評価のための法務費用については、水平ガイドラインを既に参照している他の経済事業分野の企業も同じように負担しているものであり、自己評価を IBER 有効中の環境下で行うのと、IBER 失効後の水平ガイドラインを参照する環境下で行うのと、大きな差異は生じないだろうと反論した。なぜなら、自己評価の出発点は、EU 機能条約 101 条 3 項であり、同一の原則が適用されるからである。

唯一の重要な相違は、水平ガイドラインのもとでの自己評価は、具体的な市場状況を検討しなければならないことであり、これが確かに増分費用として発生する。

欧州委員会は、意見公募やその後の追加協議で、自己評価に伴う法令遵守費用の開示を関係事業者に再三にわたり要請したにもかかわらず、行われなかった⁶²。

(c) 利益

欧州委員会は、IBER が機能するのは、保険事業者間や事業者団体の共同行為が十分に同質的で、生み出される消費者への利益が十分に予見可能であるときと判断していることから、その十分性が担保されない中で IBER を存続させることは EU 競争法の趣旨に反し、消費者に害をもたらすと考えている。

同委員会が外部機関に委託して行った調査研究⁶³によると、特に（再）保険プールに

場占拠率 20-25%を超過するので、IBER の適用外となる。意見公募に回答した原子力保険プールの Assurpol と環境リスクプールの Assurpol は、保険プールの運営に IBER の影響を受けることはなかったと回答している。

⁶¹ アリアンツ社は次のとおり回答した。「水平ガイドラインで規定された情報交換に関するルールに基づき、参加する個々のあらゆる共同計算等について自己評価が求められるようになる。これは、法令遵守費用をかなり増加させるだろう。自己評価結果に基づき、競争法の法令遵守が十分な確実性を以て確立されない限り、共同計算等への参加から撤退を決定する。」

⁶² ドイツ保険協会（GDV）は唯一の例外として、同協会が行うすべての共同編集と表作成にかかわる自己評価費用が 300 人日を要すると回答した。これは、同協会 1 会員あたり約 1,500 ユロに相当し、IBER 施行の環境下と比較した場合、最悪シナリオで 10-20%の費用増加となると説明した。

⁶³ 前掲注 38 の他に、コンサルタント会社の Europe Economics に委託して行われた次の 2 つがある。“Switching of tangible and intangible assets between different insurance products” (2016.8) , “Different forms of cooperation between insurance companies and their respective impact on competition” (2016.8)

については、種々の形態が認められて不均一であり⁶⁴、IBER に規定された条件に基づく保険プールかどうかの判断基準が、もはや消費者利益を考慮するうえで競争促進的かまたは反競争的かを比較考量する最善の方法とはなり得ていないことが示された。このため、かえって IBER を失効させることが種々の形態の認められる（再）保険プールの競争条件均一化に繋がると期待されている。

b. 選択肢 2：更新

(a) 効果

現行第 3 次 IBER を 2027 年 3 月 31 日まで更新する、という選択肢である。

(b) 代償

IBER を更新させることは、保険事業者設立の保険プールと保険ブローカー設立の保険プールとで、保険プール運営にかかわる共同行為の評価基準が二重に存在し続けることを意味する。すなわち、保険事業者の場合は自ら設立した保険プールについて IBER の条件に基づき EU 競争法遵守を確認し続ける一方、保険ブローカーの場合は自ら設立した保険プールについて水平ガイドラインに記載された条件を参照しながら EU 競争法遵守を確認し続けるという差異が存続することになる。

IBER の更新はまた、IBER の適用による利益を享受してこなかった隣接分野である銀行との競争条件公平性を歪め続けることを意味する。銀行のような金融サービス事業者は、シンジケート・ローンのような金融サービスを共同して提供したり、信用リスクに関する銀行データベース間での共同データ交換など、金融サービス事業者同士による共同行為を行っているが、これらは水平ガイドラインに基づいて EU 競争法の適法性評価が行われている。

(c) 利益

IBER 更新による利益は、各当事者によって異なる。

まず、保険事業者にとっては、IBER 失効がもたらす、水平ガイドラインに基づく自己評価にかかわる法務費用増加が発生しないという利益がある。

次に、消費者をはじめとする保険の顧客にとっては、従来どおり、保険事業者が IBER による、EU 競争法の適用免除を受けた共同行為を展開できるので、これによる利益を享受できるが、反対に IBER が失効し法的確実性が担保されなくなれば保険事業者の共同行為は行われなくなり、保険の顧客に損害を及ぼす可能性があるとする意

⁶⁴ IBER が本来的に想定する保険事業者主導型の保険プールの他に、保険ブローカー主導型保険プール、強制保険プール、特別協定に基づく保険プールが認められた。

見⁶⁵も見られた。

欧州委員会は、上記の IBER の失効による共同行為の終了可能性について、2016 年 1 月から施行のソルベンシー II 指令を引き合いに出してこれを否定した。すなわち、同指令は、保険事業者に従来よりも厳格なリスク資本要件と最良推計⁶⁶負債の計算を義務付けている。このため、保険事業者はバランス・シート上の十分な準備金を計算する必要から、リスクのより正確な情報を保持することが求められている状況にあり、保険事業者は IBER が失効した場合でも、共同計算等に関する共同行為を継続させる⁶⁷インセンティブが働くため、保険事業者の共同行為の必要性がなくなることはない、として反論した。

欧州委員会自身にとっては、IBER の更新はその管理に拘束され続けることになるので、何の利益も発生しない。

c. 選択肢 3：共同計算等もしくは保険プールのいずれかの更新

(a) 効果

EU 競争法の適用免除について、共同計算等だけを対象とする、または保険プールだけを対象とする、新たな IBER を採択のうえ、2027 年 3 月 31 日まで更新する、という選択肢である。

この選択肢 3 が選ばれた場合、更新されなかった対象事項は、水平ガイドラインに規定された具体的な市場状況に照らして自己評価をすることになる。

(b) 代償

EU 競争法執行にかかわる全体的なシステムの中で、個別の一事業分野のみを対象とした一括適用免除が存在することの矛盾は、不公平ながら継続することになる。

(c) 利益

EU 競争法の執行当局である欧州委員会にとって、保険事業者や保険事業者団体等による共同行為は、水平ガイドラインに基づく市場ベースの評価がされるようになるため、競争法執行への一般的アプローチとの矛盾が取り除かれる。

(2) 3つの選択肢の比較分析

欧州委員会は、前記(1)で効果、代償、および利益の観点から検討した 3つの政策選択

⁶⁵ 意見公募における保険ヨーロッパの回答。

⁶⁶ 基礎的資本要件を含めた保険負債の評価手法。時間的価値を考慮した、将来キャッシュフローの確率加重平均である。

⁶⁷ IBER が失効すれば、水平ガイドラインに基づきこれら共同行為の自己評価を行う。

肢について、今度は「より良い規制指針」⁶⁸に定める有効性、効率性および一貫性に照らして正負どの程度の影響度があるのかの分析を行った。

a. 有効性

各選択肢とも、EU 競争法に立脚した事業者間競争の確保、ならびに共同計算等と保険プールという共同行為との必要性を均衡させる政策目的をどのように達成させるのかという疑問が生じるが、選択肢 1（予定どおりの失効）が同 2（IBER 更新）や同 3（いずれかの更新）よりも効果的な解決策と考えられるとした。理由は次のとおりである。

- 少なくとも保険プールに関する限り、IBER が実務的に関連する余地はもともと限られている。実際に IBER の対象範囲に含まれるプールはほんのわずかである。
- 一括適用免除の効用は、保険事業者設立による組織機関化された形態の共同保険に限定され、保険ブローカー主導の 1 回限りの特注仕様の保険プールは一括適用免除となっていない。この点で、IBER は明白な目的の正当化なしに、異なる形態の共同（再）保険の間の競争条件公平化を歪めている。
- 共同計算等に関する情報交換は、EU 加盟各国で実務上個々に行われている⁶⁹が、その状況はさまざまであり、競争法上の評価は IBER のもとで画一的に行われるのではなく、水平ガイドラインに基づきケースバイケースで行われることが妥当である。加盟国競争当局は個々の市場状況を評価できる有利な立場にあることから、選択肢 1（予定どおりの失効）が同 2（IBER 更新）や同 3（いずれかの更新）よりも優れる。

b. 効率性

効率性分析は、いずれの政策選択肢を採用することが最少のコストで同じ結果を達成するのか、または同一のコストでより大きな成果を達成するのかを検討することを目的として行われる。検討された事項は主に次のとおりであった。

- IBER 失効後、法令遵守費用の増加することが保険事業者や保険事業者団体から懸念されているが、水平ガイドラインに基づく自己評価の環境下であっても大き

⁶⁸ 欧州委員会が 2015 年から運用している規制政策の評価手法のこと。規制案に対する影響評価の導入と既存の規制に対する検査の継続により、EU の意思決定過程における透明性の向上とともに、規制の質を高めることを目的にしている。

⁶⁹ EU 域内の保険協会の連合体である保険ヨーロッパによると、EU 加盟国中 11 の加盟国で合計して約 130 の共同計算等に関わる情報交換活動が行われていることが確認されている。各国別の状況は多い順に次のとおり。ドイツが 49、マルタが 19、フランスが 14、ベルギーとイタリアとオランダが 10、デンマークとスウェーデンが 3、オーストリアが 2、チェコが 1 であった。前掲注 48 の「影響評価」 pp.11-12 による。

くは乖離しない。IBER でも水平ガイドラインでも、市場の定義が必要となるからである。この点で、効率性に及ぼす影響は IBER および水平ガイドラインのいずれでも中立である。

- IBER の 2 条に規定された共同計算等の適用免除の考え方は、2011 年に改定施行された水平ガイドラインの「競争事業者間における情報交換」⁷⁰に反映されている。
- IBER および水平ガイドラインという 2 つのガイダンス文書が存在する重複は非効率であり、この非効率性は IBER を失効させることにより最終的に解決される。

c. 一貫性

2010 年の第 3 次 IBER 施行後に採択された水平ガイドライン（2011 年）は、既に情報交換のような類型の共同行為について包括的なガイダンスを提供する内容となっている。こうした中、IBER のような分野特定の情報交換にかかわる免除を維持することは矛盾すると考えられる。

(3) 比較分析の結論

欧州委員会は、前記(2)の分析に鑑み、選択肢 1（予定どおりの失効）がもっとも有益な選択肢であると結論付けた。

(4) 失効後の監視と評価

欧州委員会は、継続的な市場モニタリングの一環として、利害関係者が EU 競争法法令遵守のために行う自己評価において具体的な困難に直面するかどうか、1 年間の市場動向を監視することを表明した。

併せて、モニタリングにより、保険事業者が自らの共同行為について水平ガイドラインに基づく自己評価をできないことが判明すれば、欧州委員会は保険事業者が直面する障害を具体的に把握し、不確実性に対処可能なガイダンスを採択することが適切かどうかを検討するとした。

5. 日本への影響

IBER の失効が日本に及ぼす影響について、2 つの観点から検討する。1 点目は EU 域内で活動する日系保険事業者への影響、2 点目は現在の日本で保険業に認められている独占禁止法適用除外への影響である。

(1) 日系保険事業者への影響

EU 域内で活動する日系保険事業者は、IBER の失効後においても、EU 競争法の執行

⁷⁰ 記載内容については、補足資料 1－図表 1 と補足資料 1－図表 2 を参照願う。

を受けるうえでこれまで同様無差別に、EU 域内に本拠を有する保険事業者と同じ扱いを受ける。日系保険事業者が第3次 IBER まで EU 競争法の適用免除により多く関与してきたのは、(再) 保険プールへの参画よりも、営業拠点を有する加盟国の事業者団体を中心に行われる共同計算等であると考えられる。水平ガイドラインに記載されたガイダンス事項をよく理解するとともに、チェックリスト⁷¹などを活用しながら対応していくことが肝要であろう。

(2) 日本の保険法制と独占禁止法制への影響

IBER の失効に関連して、日本の保険法制と独占禁止法制の交錯部分にどのように関係するかを確認する。

a. IBER の 2 条（共同計算等）関係

「共同計算等」のうち、IBER の 2 条で規定されていた「平均費用の共同編集」は、「過去の特定のリスクを補償する平均費用の編集のために必要な情報の共同編集」と定義されていることから、日本の損害保険料率算出機構（以下「料率機構」）が行っている参考純率制度に相当すると考えられる。料率機構は、会員に使用義務を課した基準料率と、使用義務のない参考純率を算出しているところ、料団法により独占禁止法の適用除外となっているのは、会員に使用義務のある自賠責保険と地震保険の基準料率の算出である。IBER の 2 条に相当する参考純率制度はもともと、料団法において独占禁止法の適用除外事項にはなっておらず、料率機構の固有の業務範囲として規定されている。

このように見ていくと、むしろ、日本の料団法で独占禁止法の適用除外とされていない参考純率制度（IBER の 2 条で「平均費用の共同編集」に相当する）までもが、EU においては今年 3 月末まで IBER により EU 競争法の適用免除として担保されてきたということが言える。

b. IBER の 5 条（保険プール）関係

IBER の 5 条にあった「保険プール」のうち、再保険プールや共同再保険は、日本の保険業法 101 条 1 項 2 号に規定される「共同行為」に相当すると考えられる（図表 6 参照）。EU と日本とで法規制の建付けが異なるので、前記 a. のような比較をすることは難しい。しかし、極めて単純化して類似のものだとして捉えるならば、IBER の失効は、日本で現在、独占禁止法の適用除外として認められている船舶保険、外航貨物保険、自動車保険、および住宅瑕疵担保責任保険にかかわる再保険の共同行為が独占禁止法の対象になる、ということの意味すると考えられる。この点で、EU の保険プールに対する EU

⁷¹ 例えば、ロイズ市場協会の発行する「競争法ガイダンス」は、欧州委員会が IBER を更新しなかったことによって求められる法令遵守事項についてのチェックリストを掲載している。

(http://www.lmalloyds.com/LMA/News/LMA_bulletins/LMA_Bulletin_2013/LMA17_014_KK.aspx, (2017.5.9 最終閲覧))

競争法の適用免除が失効したことの影響は今後注視していく必要がある。

図表 6 保険業法で認可されている共同行為

保険業法	対象事業	適用除外の理由
101条1項1号 (元受)	○航空保険 ○原子力保険	保険契約が巨額で1社で引き受けることは困難であり、保険プールの結成が不可欠であるためとされている。
	○自賠責保険 ○地震保険	実質的に公的な性格を有する保険であり、保険約款の統一や共同査定等の共同行為が必要なためとされている。
101条1項2号 (再保険)	○船舶保険 ○外航貨物保険 ○自動車保険 ○住宅瑕疵担保責任保険	危険の分散または平準化のために、あらかじめ他の保険事業者との間で共同して再保険しなければ、保険契約者等に著しく不利益を及ぼすおそれがあるためとされている。

(出典：日本損害保険協会「共同行為制度の条件緩和について」金融審議会 保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ 第3回資料 (2012.8.24) をもとに作成)

6. おわりに

EUにおいて約四半世紀にわたり役割を果たしてきた IBER が失効した経緯を中心に述べてきた。失効までの手続きは、意見公募や数回にわたる緻密な調査研究を経て、丁寧に行われたと思われる。「影響評価」では、欧州委員会が水平ガイドラインを改定した 2011 年頃から既に、IBER は第 3 次まで限りとする意向だったことが伺えるような記載も見受けられる。欧州委員会の競争政策の方針は、個別事業分野の競争法免除規則は可能な限り廃止し、水平ガイドラインのような広く事業分野に当てはまる一般的なルールで対処していくことであると分かる。このような当局の方針のもと、EU 域内で活動する保険事業者等は市場状況に従来以上に注意を払いながら、共同計算等および保険プールにかかわる共同行為を展開していくことが求められるだろう。

法域が異なれば、法制も異なる。日本では現在、保険業に認められている独占禁止法適用除外の見直しの考え方は示されていない。しかし、一般的によく言われるとおり、経済のグローバル化の進展は、同時に規制状況のグローバル化、普遍化をもたらす。特に、競争法の分野においては、競争法当局の執行政策が世界的に調和化される傾向が強いことから、EU における IBER の失効は中長期的に日本にも影響してくる可能性があると考えるのが自然であろう。

水平ガイドラインの記載内容について

2016年12月に公表された「影響評価」で、IBERに代替して水平ガイドラインで準拠すべき評価の箇所として示された記載段は以下の1.~4.のとおりである。

また、第2次IBERから第3次IBERに更新された際に、IBERから除外された「共通標準保険約款条件の作成」および「セキュリティ装置の検査および承認」は、水平ガイドラインの中で以下の5.および6.のとおり、例示として組み込まれ、欧州委員会による競争上の評価が示されている。

1. 89段：集約および個別データ

「集約および個別データ」を説明する89段は、平均費用・確率表の共同編集を行うときに、自己評価で準拠すべき段とされている。補足資料1-図表1のとおり記載されている。

補足資料1-図表1 89段：集約および個別データ

- 個社レベルでの情報認識が十分に困難な場合に行われる真に集計されたデータの交換は、個々の会社レベルでのデータ交換よりも競争制限効果に繋がる可能性は非常に低い。
- 売上データ、生産データ、または投入・成分の費用に関するデータなど、事業者団体や市況会社による集約された市場データの収集と発表は、当該事業分野の経済状況をより明確に把握するうえで、供給者と顧客の双方に利益をもたらす得る。
- このようなデータの収集と発表が行われることにより、市場参加者は、自らの戦略を効率的に市況条件に適応させるために、情報に基づいたよりよい選択を個々に行うことができる。より一般的には、厳しい寡占状態で行われない限り、集計データの交換は競争制限効果を有する可能性は低い。
- 個々に銘々で行われるデータ交換は、幹事会社が逸脱者または参入者の選別を可能とさせることにより、市場および制裁戦略に関する共通理解を容易にさせる。
- 集計されたデータの交換でさえ、特別な性質を有する市場では談合的な結果を促進する可能性を排除することはできない。
- 一定レベル以下の市場価格を検出した集約データを交換する非常にタイトで安定した寡占のメンバーは、誰かが談合的な結果から逸脱して市場横断の報復措置を取ると機械的に推測することが可能となる。
- 談合状態を安定化させるために、企業は誰が逸脱したのかを必ずしも知る必要はないかもしれないが、「誰か」が逸脱したことを知るだけで十分かもしれない。

(記載場所：水平ガイドライン 2.2.101条1項の評価>2.2.2. 目的による制限>(ii)情報交換の特性)

2. 97段：効率性向上

「効率性向上」を説明する97段は、平均費用・確率表の共同編集を行うときに、自己評価で準拠すべき段とされている。補足資料1-図表2のとおり記載されている。

補足資料 1—図表 2 97 段：効率性向上

- 消費者に関する非対称的情報を持つ市場の事業者間で消費者データの交換を行うことは効率化をもたらす可能性がある。
- 例えば、事故や債務不履行という観点から、顧客の過去の行動を追跡することは、顧客のリスク・エクスポージャーを制限することになるため、消費者に有益なインセンティブとなる。
- どのような消費者がより低リスクで、低価格の恩恵を受けるべきかを導き出すことが可能となる。
- 情報交換活動は消費者の囲込み（消費者の固定化）を減少させ、それによってより強い競争を誘導させることが可能となる。
- これは、情報が一般的に関係者間に特有であり、消費者が他の会社に切り替えると、従来との関係により得られていた情報からの利益を失うからである。
- そのような効率性の例は、銀行分野や保険分野で見られることであり、消費者の債務不履行やそのリスク特性を頻繁に情報交換する特徴を有している。

(記載場所：水平ガイドライン 2.3. 101 条 3 項の評価>2.3.1. 効率性向上)

3. 169 段：市場支配力

「市場支配力」を説明する 169 段は、(再) 保険プールを組成するときに、自己評価で準拠すべき段とされている。補足資料 1—図表 3 のとおり記載されている。

補足資料 1—図表 3 169 段：市場支配力

- 事業者は、市場占有率の一定レベル以下の市場支配力を有しそうにない。
- その結果、事業者間で市場占有率の合計が 20%を超過しない場合には、「専門化協定についての一括適用免除規則」の適用に関する他の条件に該当する限り、共同販売のような一定の統一、商業化された機能を含む共同生産協定だけでなく、片務的または双務的な専門化協定は、「専門化協定についての一括適用免除規則」により包含される。
- 生産拡大を目的とした水平的再委託契約に関して、たいていの場合は、協定当事者合計した市場占有率が 20%を超過しないならば、市場支配力が存在することはありそうにない。
- 当事者の市場占有率合計が 20%を超過しなければ、EU 機能条約 101 条 3 項の条件が合致する可能性は高い。

(記載場所：水平ガイドライン 4. 生産協定>4.3. 101 条 1 項の評価>4.3.3. 競争制限効果)

4. 184 段：必要不可欠性

「必要不可欠性」を説明する 184 段は、(再) 保険プールを組成するときに、自己評価で準拠すべき段とされている。補足資料 1—図表 4 のとおり記載されている。

補足資料 1—図表 4 184 段：必要不可欠性

- 生産協定により生み出される効率性向上を達成するために必要な事項を超越するような制限は、EU 機能条約 101 条 3 項の範疇に該当しない。
- 例えば、生産協定の中に、共同行為以外の企画に関して当事者の競争的行為に押し付けられるような制限行為がある場合、通常はこれが必要不可欠であるとは見なされない。
- 同様に、生産協定が共同商業化に関係しないならば、共同価格設定は必要不可欠とは見なされないだろう。

(記載場所：水平ガイドライン 4. 生産協定>4.4. 101 条 3 項の評価>4.4.2. 必要不可欠性)

5. 328 段：保険事業分野の標準規格

「保険事業分野の標準規格」を説明する 328 段は、第 2 次 IBER まで担保されていた「セキュリティ装置の検査および承認」を事例として説明しており、類似事例の自己評価で準拠すべき段とされている。補足資料 1—図表 5 のとおり記載されている。

補足資料 1—図表 5 328 段：保険事業分野の標準規格

<p><状況></p> <p>保険事業者のグループが、特定のセキュリティ装置の設置に関する拘束力のない規格（すなわち、損失を防止・減少させる部品と装置およびこれらの部品・装置から構成されるシステム）について合意することとなった。保険事業者の設定する拘束力のない規格は、</p> <p>(a)特定の必要に対応し、リスクを管理しリスクに見合った保険料を提供するために合意されたものであり、</p> <p>(b)セキュリティ装置の設置者（またはその代表者）とその内容について議論され、設置者の意見は規格を最終化するに先立ち検討され、</p> <p>(c)関連する保険事業者団体のウェブサイトの専用コーナーに公表され、設置者その他の関係者が容易にアクセスすることができるようになっている。</p> <p><分析></p> <p>○これらの規格を設定する過程は透明であり、関係当事者の参加が可能となっている。</p> <p>○その結果については、アクセスを希望するすべての者に対し合理的、かつ、無差別的な方法で容易にアクセスすることができるようになっている。</p> <p>○本件規格が川下市場に否定的な影響を与えない限り（例えば、設置者の立場から非常に特殊で正当化されない要件により特定の設置者を排除する）、競争制限効果に結び付くことはないであろう。</p> <p>○万が一、これらの規格が競争制限的な影響を与えたとしても、EU 機能条約 101 条 3 項に定められる諸要件には合致するよう思われる。</p> <p>○規格は、設置者がこのようなシステムを設置することにより、保険事業者がどの程度関連リスクを減少させ、損害を防止するかを分析する一助となるため、リスクを管理し、リスクに見合った保険料を提供することが可能となる。</p> <p>○川下市場に関して補足説明すると、個々の保険事業者が別個に試験をするのではなく、すべての保険事業者を対象とする一連の規格に従うことで、規格は設置者にとってより効果的なものとなる余地がある。</p> <p>○規格はまた顧客による保険事業者の乗り換えを容易にする。</p> <p>○規格は独自に試験を行う能力のない小規模保険事業者にとっても利益をもたらす可能性がある。</p> <p>○EU 機能条約 101 条 3 項のその他の要件に関して、非拘束的な規格は対象となる効率性を達成するために必要なものを超えることはないように思われ、また、本件規格の導入に伴って生じた利益は消費者に分配され（消費者にとって直接的な利益となるものもあろう）、本件規格による設置者の事業活動の制限は競争の排除となることはないであろう。</p>
--

(記載場所：水平ガイドライン 7. 標準化の協定>7.5 事例)

6. 335 段：異なる企業の商品比較を容易にする標準約款

「異なる企業の商品比較を容易にする標準約款」を説明する 335 段は、第 2 次 IBER まで担保されていた「共通標準保険約款条件の作成」を事例として説明しており、類似事例の自己評価で準拠すべき段とされている。補足資料 1—図表 6 のとおり記載されている。

補足資料 1—図表 6 335 段：異なる企業の商品比較を容易にする標準約款

<状況>

ある国の保険分野の事業者団体が、住宅保険に関する非拘束的な標準保険約款を配付する。これら約款では、リスク補償の上限、保険料または免責金額の条件は示されていない。約款は、相当数の保険契約者が同時にさらされることのないリスクを含む包括的な補償を強制するものではなく、保険契約者に対して異なるリスクごとに同一の保険事業者から補償を得ることを求めるものでもない。大多数の保険事業者が標準保険約款を使用するが、顧客それぞれの個別的なニーズに適応するためにすべての契約が同じ条件を含むものではなく、消費者にとっての実質的標準ではない。標準保険約款は、消費者および消費者団体が、異なる保険者の提供する保険契約の比較を行うことを可能とする。消費者団体は、標準保険約款の策定プロセスに関与する。標準保険約款は、新規参入者も無差別的条件下で使用可能である。

<分析>

- これら標準保険約款は、市場条件その他の要素により最終保険商品に係る。当該標準保険約款を使用する保険事業者によって、結果的に商品の多様化が何らかの制限を受けることよりも、消費者の商品比較を可能とする効率化によるメリットが上回ることになりそうである。
- これらの比較は、保険事業者の乗り換えをもたらし、それによって競争を拡大する。
- 保険提供者の乗り換えと競争者による市場参入は、消費者に対する利益となる。消費者団体が、標準保険約款の策定プロセスに参加することは、消費者の利益となる効率性が高まりそうである。
- 標準保険約款は取引費用を削減し、多様な地理的市場および製品市場への保険事業者の新規参入を容易にする可能性がある。
- 標準保険約款による制限は、認識される効率性を達成するために必要なことを上回ることはなさそうであり、競争は排除されないであろう。
- 以上により、EU 機能条約 101 条 3 項の基準は満たされそうである。

(記載場所：水平ガイドライン 7. 標準化の協定>7.5 事例)

補足資料 2

IBER と水平ガイドラインにおける評価上の重要段階（比較表）

以下の図表は、IBER と水平ガイドラインにおける評価ポイントを対象範囲と基本原理に分けて説明している。

補足資料 2—図表 1 編集・表・研究

	IBER	水平ガイドライン
対象範囲	<p>【IBER 2条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○過去の特定リスクの平均費用を計算するのに必要な情報の共同編集と結合分布（編集） ○生命表および疾病、傷害、傷病の頻度を示す表の作成（表） ○将来的な保険金請求の頻度または規模に対する影響に関する研究の共同実施（研究） 	<p>【ガイドライン 97段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険事業者間のデータ交換も含む競争事業者間のすべての形態の情報交換
基本原理		
価格談合の促進禁止	<ul style="list-style-type: none"> ○編集は、リスクを保険に付す過去の原価以外の価格要素、すなわち、偶発性、引当金に由来する収益、管理もしくは商業費用または財政的もしくは準財政的拠出に関する要素を除外しなければならない。 ○投資による収益も見込み利益も考慮してはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報交換は、意図的な将来の価格や数量に関して細分化された個々のデータを含めてはならない。 ○個々のデータが合計されるとカルテルとなる。
除外禁止	<ul style="list-style-type: none"> ○非開示が公共の安全の理由により正当化される場合を除き、妥当な要求がある場合には、当該編集は消費者団体だけではなく、その他すべての保険事業者が、合理的かつ無差別的な条件で入手できなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○排他的な情報交換は、それが行われる同一市場での反競争的な除外に通じ得る。 ○このようなことは、営業取引上機微的要素を含む情報の交換が、情報交換システムの中に存在する親密な複数の会社と比較して、独立した競争事業者を重要な競争上の不利な立場に置かせた場合に発生しうる。 ○真に公な情報交換は、消費者がより十分な説明を受けたいうえで選択するのに役立つことにより、彼らに利益を与えることができる。
必要不可欠事項の超越禁止	<ul style="list-style-type: none"> ○関連保険事業者または被保険当事者を特定すること（匿名性） ○営業保険料の基準を含んでいること ○強制事項 <ul style="list-style-type: none"> ・参加保険事業者は、共同して編集されたものとは異なる共同編集または表の使用を控えることを自らに義務付けてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○EU 機能条約 101 条 3 項にある必要不可欠性の条件に該当するために、その利害関係者は、データ交換の対象範囲だけではなく、データの項目、集計、年齢、秘密性、頻度が、保険金請求時の効率性向上を生み出すのに必要不可欠なもっとも低いリスクを持つ種類のものであることを証明する必要がある。さらに、その情報交換は、効率性向上の達成に関連する変数以外の情報は取り上

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険事業者はまた共同研究の結果から自由に逸脱できなければならない。 	<p>げるべきではない。</p> <p>○真に集計されたデータの交換、すなわち、個別化されている会社レベルの情報の認識は十分には難しいが、会社レベルのデータ交換よりも競争制限効果に繋がる可能性は低い。</p>
--	---	--

(出典: EC, “COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT IMPACT ASSESSMENT - HT.4012 - IBER”

および多田英明＝鈴木隆彦「保険業における競争法の適用除外制度に関する比較法的研究－EU 競争法との比較検討を中心として－」(公正取引委員会 競争政策研究センター、2011.12.9)ほかをもとに作成)

補足資料 2－図表 2 (再) 保険プール

	IBER	水平ガイドライン
対象範囲	<p>【IBER 5条】</p> <p>○共同保険もしくは共同再保険の形式による特定区分のリスクの共通の補償範囲に関する保険事業者のプール、または保険事業者および再保険事業者のプールの設定および運営に関する保険部門の 2 事業者以上間で締結される協定</p>	<p>○ガイドライン 162 段～182 段は、共同生産と共同生産／販売協定が市場への競争制限効果を有するかどうかの案内を含んでいる。</p>
基本原理	<p>市場支配力</p> <p>「新しい」リスクの共同 (祭) 保険を除いて、プールのすべての保険事業者の市場占有率の合計は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同保険の場合は関連市場の 20%を、 ・共同再保険の場合は関連市場の 25%を、 <p>それぞれ越えてはならない。</p>	<p>【ガイドライン 169 段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業者は、市場占有率の一定レベル以下の市場支配力を有しそうにない。 ○事業者間で市場占有率の合計が 20%を超過しない場合には、「専門化協定についての一括適用免除規則」の適用に関する他の条件に該当する限り、共同販売のような一定の統一、商業化された機能を含む共同生産協定だけでなく、片務的または双務的な専門化協定は、「専門化協定についての一括適用免除規則」により包含される。 ○生産拡大を目的とした水平的再委託契約は、大方、協定当事者の合計した市場占有率が 20%を超過しない場合には、市場支配力は存在しそうにない。 ○当事者の市場占有率合計が 20%を超過しない場合、EU 機能条約 101 条 3 項の条件が合致する可能性は高い。
	<p>必要不可欠事項の超越禁止</p> <p>○各参加事業会社は、いっさいの制裁を受けることなく、プールから離脱する権利を有しなければならない。プールの規則は、プールの参加事業会社にプールを通じて (再) 保険を付すことを強制してはならず、プール外に (再) 保険を付すことを制限して</p>	<p>【ガイドライン 184 段】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生産協定により生み出される効率性向上を達成するために必要な事項を超越するような制限は、EU 機能条約 101 条 3 項の範疇に該当しない。 ○例えば、生産協定の中に、共同行為以外の企画に関して、当事者の競争的行為に押し付けられるような制限行為がある場合、通常はこれが必要不可欠であ

		<p>はならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○プールの規則は、プールまたはその参加事業会社の活動について、EUの特定の地理上の地域に所在のリスクの保険または再保険に限定してはならない。 ○協定は、企画または販売を制限してはならない。 ○協定は、市場または顧客を割当てしてはならない。 ○再保険プールの参加事業会社は、元受保険に課す営業保険料に同意してはならない。 	<p>るとは見なされない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○同様に、生産協定が共同商業化に関係しないならば、共同価格設定は必要不可欠とは見なされないだろう。
--	--	--	---

(出典: EC, “COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT IMPACT ASSESSMENT - HT.4012 - IBER”

および多田英明＝鈴木隆彦「保険業における競争法の適用除外制度に関する比較法的研究－EU 競争法との比較検討を中心として－」(公正取引委員会 競争政策研究センター、2011.12.9) ほかをもとに作成)

<参考資料>

- ・ 亀岡悦子「保険業界と海運事業に関する EU 一括適用免除規則の現状と改正」KAIUN (1045) 46-48 (日本海運集会所、2014.10)
- ・ 公正取引協会『公正取引』No.724 (2011.2)
- ・ 佐藤雅俊「EU 法によるドイツの『保険カルテル法』の改正への動因について」生命保険論集第 196 号 85-118 (生命保険文化センター、2016.9)
- ・ 損害保険事業総合研究所『欧米諸国における業務標準化等のための共同取組・制度とその法的位置づけについて』(2010.9)
- ・ 高澤美有紀「EU 競争法の改正—執行手続の強化と分権化」レファレンス No.652 (国立国会図書館、2005.5)
- ・ 多田英明＝鈴木隆彦「保険業における競争法の適用除外制度に関する比較法的研究—EU 競争法との比較検討を中心として—」(公正取引委員会 競争政策研究センター、2011.12.9)
- ・ 中村仁ほか「欧州諸国における洪水マップと保険制度の関連に関する予備的調査」生産研究 Vol.65 No.4 (東京大学生産技術研究所、2013)
- ・ 長縄友明「米欧独占禁止法 (2/2)」大阪経大論集 61 巻 4 号 (2010.11)
- ・ 平山賢太郎「標準規格策定と知的財産権行使に関する欧州委員会の新ルール」NBL No.949 (商事法務、2011.3.15)
- ・ JETRO デュッセルドルフセンター「欧州委員会、標準化の協定を含む水平的協力協定に関するガイドラインを採択」(2010.12.27)

<参考ウェブサイト>

- ・ 欧州委員会 <https://ec.europa.eu/>
- ・ 金融庁 <http://www.fsa.go.jp/>
- ・ 経済産業省 <http://www.meti.go.jp/>
- ・ 公正取引委員会 <http://www.jftc.go.jp/>
- ・ 国立国会図書館 <http://www.ndl.go.jp/>
- ・ EU 法データベース <http://eur-lex.europa.eu/>
- ・ 日本アクチュアリー会 <http://www.actuaries.jp/>
- ・ ロイズ市場協会 <http://www.lmalloyds.com/>